

## 呉市総合スポーツセンターの多目的グラウンド（サッカー等）及び野球場の 広多賀谷緑地への再配置に係る工期の延長等について

呉市総合スポーツセンターの多目的グラウンド（サッカー等）及び野球場の再配置については、令和8年度末の完了に向けて、サッカー場及び野球場を広多賀谷緑地に整備していくことを、令和7年8月に総合スポーツセンター調査検討特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）において報告しました。

現在、当該整備について実施設計を進めているところですが、その中で、事業規模や、近年における物価・人件費の更なる高騰、人手不足、残業規制等の社会経済情勢の変化を考慮し、工期について更に精査をした結果、適正工期として18か月は必要であり、令和8年度早期に工事に着手したとしても令和8年度末までに工事を完成させることは、困難な状況となりました。

また、令和8年度末を完成期限とした場合の当該工事への参入の可能性について、複数の建設会社にヒアリングを行った結果、「令和8年度末が完成期限である場合、近年の人手不足や残業規制等の影響で工事に必要な人役が確保できず参入は困難」、「この規模の整備であれば、工期は1年6か月から2年は必要」といった意見がありました。

サッカー場及び野球場の整備については、広多賀谷緑地の土壌汚染調査の結果、汚染箇所を掘削しない施設配置や工法の検討等に時間を要したため、完成が当初の計画から既に1年程度遅れています。

こうした中、仮に完成期限を令和8年度末として工事の入札を執行したとしても、応札の可能性が極めて低く、その場合、再度入札を執行する必要があることから、完成が更に遅れ、利用者が施設を利用できない期間が更に延びることとなります。

こうしたことから、広多賀谷緑地におけるサッカー場及び野球場の整備については、完成期限を令和8年度末から令和9年度末頃に延長し、工期を18か月程度確保した上で、工事の入札を執行する予定ですので報告します。

# 1 スケジュール案

次の三つの理由から、工期を18か月程度確保した上で、工事の入札を執行する予定です。

## 《工期を18か月程度確保する理由》

- ・近年の人手不足や残業規制等を考慮し、実施設計において適正工期は18か月と設計されていること。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の5の規定により、注文者及び建設業者とも、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは違法となり、令和8年度末を完成期限とした現状の工期では違法となる可能性があること。
- ・建設会社へのヒアリングからも、令和8年度末を完成期限とする工期では整備への参入が見込めないこと。

また、事業費が大きいため、呉市総合評価方式実施要綱に基づき、事業者を一般競争入札ではなく総合評価方式で決定する必要があることから、決定までに時間を要し、供用開始が令和9年度末頃になる見込みです。

### 【変更前】令和7年8月の特別委員会での報告内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R7年度	●基本設計(R6年度からの継続)				●行政報告(進捗状況) ●実施設計						R8年度当初予算議案● (整備費)	
R8年度		●事業者決定 仮契約締結	●契約議案・議決された場合本契約移行		●整備工事						4月供用開始●	

### 【変更後】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R7年度	●基本設計(R6年度からの継続)				●行政報告(進捗状況) ●実施設計						●行政報告(工期延長) ●競技団体説明 R8年度当初予算議案● (整備費・債務負担行為)	
R8年度				●事業者決定 仮契約締結	●契約議案・議決された場合本契約移行		●整備工事(約18か月)					
R9年度	●整備工事(約18か月)											完成期限○ 供用開始●

## 2 工事費

令和7年8月の特別委員会において、概算事業費を基本設計で算出した約32億円と示し、令和8年度の当初予算に計上していくことを報告しましたが、実施設計で近年の物価・人件費の更なる高騰等を考慮し、改めて工事費を精査した結果、約35.8億円と約3.8億円（約12パーセント）増える見込みとなりました。

この工事費についても、工期の延長に伴い、全体の6割（約21.5億円（前払及び中間前払分））を令和8年度当初予算で、残りの4割（約14.3億円）を令和9年度の債務負担行為を設定する予算として、令和8年3月定例会に提出する予定です。

なお、この工事費については、主に呉市体育振興基金を充当する予定です。

## 3 今後の方針

工期の延長について、競技団体を始めとする利用者に丁寧に説明するとともに、この度の工期の延長により新たな施設が利用できない期間への対応（広多賀谷緑地における早期整備の推進や競技場部分の優先的な整備・早期利用開始、代替施設の確保等）については、競技団体等と協力しながら、しっかりと検討していきたいと考えています。

また、令和8年1月からは、広島呉道路4車線化工事で発生する土砂を整備に必要となる埋立土として確保し、着工前に広多賀谷緑地に搬入することで、工期の短縮と工事費の抑制に努めており、引き続き、一日でも早い供用開始を目指していきます。